

議員提案政策条例の規定による施策等の実施状況及び成果に関する報告書

1 条例の基本事項

条 例 の 名 称	茨城県いじめの根絶を目指す条例		
担 当 課（室）	生徒支援・いじめ対策推進室	公 布 日	令和2年4月2日
報 告 の 根 拠	第22条（年次報告）		

2 条例の概要・施策体系図・推進体制等

（1）条例の概要・施策体系図



(2) 条例制定後の主な取組

1 教育相談体制の整備

(1) いばらき子どもSNS相談事業の拡充

県内の小中高生を対象に、子供たちに身近なSNSを活用した相談窓口を開設し、様々な不安や悩みを気軽に相談できる体制を整備することにより、いじめ等を早期に発見し、心のケアを図ってきた。

- ・ R 元 60 日間開設 (①令和元年8月10日～9月18日、②令和2年1月4日～1月23日)
- ・ R 2 355 日間開設 (令和2年4月1日～4月20日、令和2年5月1日～令和3年3月31日)
- ・ R 3 365 日間開設 (通年)
- ・ R 5 開設時間の延長 (18:00～22:00 の開設を 17:00～22:00 の開設とした)

(2) 校内オンライン相談窓口の設置

問題行動等調査項目から「いじめを受けた児童生徒が、誰にも相談していない状況」が課題であることを受け止め、SOSを出しやすい環境をつくり、誰もが安心して生活できる学校づくりをしていくために、1人1台端末を活用し、相談したい先生に対して相談予約を取り、教育相談につなげることを行ってきた。

(設置状況) 中学校 216 校 (100%) 小学校 428 校 (93.9%)

(3) 茨城県版「こころの健康観察」の独自作成・導入

無償版の「心の健康観察」を独自に作成し、児童生徒が1人1台端末を活用して自分の心の状態を「晴、曇、雨」に置き換えて入力するシステム。教員は児童生徒の心身の状況を把握し、その状態に応じて、校内の組織的な支援や専門機関等との連携等、指導の個別化に生かすことを目標に取り組んでいる。

2 不登校児童生徒の学習活動等の場の確保

(1) フリースクール連携推進事業

令和3年度から、フリースクールやフリースクールに通所する経済的な事情のある世帯への経済的支援を実施することにより、学校外における学習活動等の学びの場の確保と相談等をするための支援措置を講じてきた。

・ 補助実績

	運営費補助	授業料等補助
R 6	13 施設	21 人
R 5	16 施設	18 人
R 4	10 施設	13 人

(2) 校内フリースクール設置促進事業

令和6年度より、公立の中学校に対して、生徒一人一人にあったきめ細やかな対応等を目的とした教育活動の一環として、退職教員や教員を志望する大学生など多様な地域人材を、校内フリースクールに配置する事業。

- ・ 令和6年度設置校 10 市町村 24 校
- ・ 令和7年度設置校 20 市町村 36 校

3 条例の規定による事業等の実施状況及び成果並びに今後の取組

(1) いじめの未然防止（第13条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 道徳教育推進事業	国	<実施状況> 1 道徳教育推進事業 【道徳教育パワーアップ研究協議会】 (1) 日時・場所・参加人数 ・令和6年6月3日（月） ・茨城県教育研修センター ・88名 (2) 対象者 各市町村から選出された道徳教育推進教師及び各市町村教育委員会の道徳教育担当指導主事 (3) 研修内容 [午前の部：有識者による講演] ・講師 文部科学省 初等中等教育局 教育課程課 教科調査官 堀田 竜次 [午後の部：グループ協議] ・道徳科における「考え、議論する道徳」への質的推進に向けて ・道徳教育アーカイブによる研修の実施について など 【道徳教育推進教師による代表者研修】 (1) 日時・場所・参加人数 各教育事務所での集合研修 (2) 対象者 各市町村の小中学校の道徳教育推進教師及び各市町村教育委員会指導主事 等 (3) 研修内容 ・「考え、議論する道徳」を実現するための実践例の共有と協議 ・道徳教育の全体計画や年間指導計画等の共有と改善 ・道徳教育の研修の充実の取組に関する	—

		る実践事例の共有 など <成果> 「特別の教科 道徳」の趣旨を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善を行うため、情報交換、実践交流、学識経験者による指導・助言及び講演等を通して、本県道徳教育の一層の充実を図ることができた。 (義務教育課)	
【今後の取組】 道徳教育推進事業	国	昨年度に引き続き、教育事務所ごとに研修会を実施した。今後も管内小中学校の道徳教育における課題を捉えた主体的な研修を展開していくことで、各校の道徳教育の推進を図り、「考え、議論する道徳」の実現と道徳教育のリーダーとしての人材育成につなげていく。	—
【前年度の実施状況及び成果】 スクールロイヤー活用事業（いじめ問題対策推進事業）	県	<実施状況> 2 スクールロイヤー活用事業 (1) スクールロイヤーの配置 ・県弁護士会推薦により、15人の弁護士をスクールロイヤーとして委嘱 ・スクールロイヤーを教育事務所に配置、学校・教育委員会に派遣 (2) 職務内容 ・学校等からの法務相談への指導助言 ・学校等が主催する研修会等の講師 ・児童生徒や保護者を対象とした、いじめ予防教育の講師 (3) 活用状況（R6年度末） ・義務教育課（合計111回） 予防教育78回 教職員研修等30回 法務相談等3回 ・高校教育課（合計48回） 教職員研修等11回 法務相談等37回 <成果> 法律の専門家である弁護士をスクールロイヤーとして派遣し、いじめ予防等のための教職員研修やいじめ問題に係る法的助言、いじめの予防教育等を行うことができた。 (義務教育課・高校教育課)	3,865 千円 義務：2,720 千円 高校：1,145 千円 (県単)
【今後の取組】 スクールロイヤー	県	いじめの予防教育をはじめ、未然防止のための教職員研修、法務相談等の法的助言により、	5,005 千円 (県単)

一活用事業（いじめ問題対策推進事業）		学校内のトラブル予防、深刻化の防止を図るための、スクールロイヤーによる校内法務相談体制の整備や活用についての周知活動にも取り組んでいく。（生徒支援・いじめ対策推進室）	
--------------------	--	---	--

（２）いじめの早期発見及び対処に関する相談体制等（第 14 条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 24 時間電話等相談事業	県	<実施状況> 1 24 時間電話等相談事業 （１）対応方法等 ・対応日 通年 ・対応方法及び時間 電話→終日 F A X、E メール→終日 （２）対応者 ・会計年度任用職員 30 名 ・ボランティア相談員 19 名 ・相談員の資格 大学生、電話相談・教育相談経験者、社会貢献活動実践者等であり、子どもホットラインのスタッフ研修を受講した者 （３）相談対応件数 R6：電話 8,555 件 メール・FAX 等 326 件 計 8,881 件（いじめ問題 148 件） R5：電話 10,727 件、メール・FAX 491 件 計 11,218 件（いじめ問題 167 件） <成果> 子どもたちが抱える不安や悩み、不満・怒りなどを受け止め、その問題の緩和・解消を図ることができた。 また、広報・啓発においては、情報誌や教育いばらき（県広報紙）等で発信したり、周知カードの配布をしたりしながら周知を図ることができた。 （義務教育課）	42,857 千円 （国補）
【今後の取組】	県	子ども専用電話相談として、子どもたちの特	42,607 千円 （国補）

24 時間電話等相談事業		権として利用できる窓口となることが重要である。特に、主導権は子どもにあるということを保障できるような対応を心がけていく。 (生徒支援・いじめ対策推進室)	
【前年度の実施状況及び成果】 スクールソーシャルワーカー等活用事業(教育相談体制整備事業)	国、県	<実施状況> 2 スクールソーシャルワーカー等活用事業 (1) 派遣登録人数 50 名 ・資格等(重複あり) - 社会福祉士 31 名 - 精神保健福祉士 18 名 等 (2) 派遣方法 要請に応じて、小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校に派遣 (3) 勤務形態 ・原則 1 回 3 時間× 5 回又は 12 回(義務) ・原則 1 回 2 時間× 5 回(高校) (4) 派遣実績(R6 年度末合計 1,921 回) ・1,493 回(義務) 428 回(高校) <成果> スクールソーシャルワーカーを活用した校内研修会を通して、各校における不登校をはじめとする、生徒指導上の問題や課題に対して適切な支援等の理解促進を図ることができた。 (義務教育課・高校教育課)	25,537 千円 義務：21,253 千円 高校：4,284 千円 (国補)
【今後の取組】 スクールソーシャルワーカー等活用事業(教育相談体制整備事業)	国、県	派遣登録人数を増員したり、市町村教育委員会や教育事務所等に派遣したりすることで、派遣校を増やすなど、より活用の必要な学校に派遣できるような工夫をしていく。 (生徒支援・いじめ対策推進室)	26,479 千円 (国補)
【前年度の実施状況及び成果】 スクールカウンセラー配置事業	国、県	<実施状況> 3 スクールカウンセラー配置事業 (1) 配置人数 164 名 ・資格等(重複あり) - 公認心理士 139 名 - 臨床心理士 83 名 - 大学教授 8 名 - 準ずる者 14 名 (2) 配置方法 全公立小中高等学校に配置 (3) 勤務形態 【小中学校等】	300,282 千円 義務：251,705 千円 高校：48,577 千円 (国補)

		年 35 週、週 1 回、1 回あたり 7 時間 【高等学校等】 年間 1 校あたり 15 回～32 回、 1 回あたり 3～4 時間 (4) 相談件数 R6: 41,859 件 (いじめ問題 420 件) R5: 43,275 件 (いじめ問題 490 件) R4: 43,096 件 (いじめ問題 421 件) <成果> いじめ等の問題行動等の未然防止、早期発見 早期対応を図るために、臨床心理に関して高度な専門知識・経験を有するスクールカウンセラーを県内全公立学校に配置し、教育相談体制を充実させることができた。 (義務教育課・高校教育課)	
【今後の取組】 スクールカウンセラー配置事業	国、県	スクールカウンセラーが配置される学校や担当のグループの規模によって、相談しにくい状況も出てきている。市町村教育委員会と連携しながらグループの設定については工夫していく必要がある。 (生徒支援・いじめ対策推進室)	301,099 千円 (国補)
【前年度の実施状況及び成果】 S N S 活用相談事業	県	<実施状況> 4 S N S 活用相談事業 (1) 相談対象 茨城県内公立学校及び私立学校に通う小中高生 (概ね 30.1 万人) (2) 開設時間 開設期間中の 17 時から 22 時まで (3) 相談方法 (周知チラシを配布) L I N E 及び W E B (4) 委託事業者 アディッシュプラス株式会社 (5) 相談対応件数 R6: 1,720 件 (いじめ問題 65 件) R5: 2,113 件 (いじめ問題 120 件) R4: 3,558 件 (いじめ問題 48 件) <成果> 県内の小中高生を対象に、子供たちに身近な S N S を活用した相談窓口を開設し、様々な不安や悩みを気軽に相談できる体制を整備することにより、いじめ等を早期に発見し、心のケ	40,552 千円 (国補)

		アを図ることができた。(義務教育課)	
【今後の取組】 SNS活用相談事業	県	周知用のチラシやカード等を配付し、相談窓口の周知を図り、様々な不安や悩みを気軽に相談できる体制を整備をしていく。また、本年度から開設時間が17時から22時と1時間長くしたことによる小学生からの相談にも対応していく。(生徒支援・いじめ対策推進室)	40,552 千円 (国補)
【前年度の実施状況及び成果】 いじめ・体罰解消サポートセンター	県	<実施状況> 5 いじめ・体罰解消サポートセンター (1) 目的 5 教育事務所に「いじめ・体罰解消サポートセンター」を設置し、いじめ等を早期に発見し、市町村教育委員会・学校及び専門家と連携して、早期発見・解消を支援する。 (2) 設置場所及び開設日時 ・県内5か所(水戸・県北・鹿行・県南・県西)の各教育事務所内に設置 ・対応日時: 月～金曜日、9:00～17:00 ・メール相談は24時間対応 (3) 配置人員 ・相談員(各センターに3名配置) ・いじめ解消サポーター(18名を委嘱) 警察OB 4名、心理関係者 5名、福祉関係者 5名、思春期関係・部活動指導者OB関係者 4名 (4) 支援方法等 ・相談員による児童生徒、保護者などからの相談や情報提供に対応する。(電話や来所による相談) ・「いじめなくそう! ネット目安箱」を設置し、電子メールや電子掲示板への書き込みでの相談や情報提供に対応 ・必要に応じていじめ解消サポーターを学校等へ派遣 (5) 支援の実績 R6: いじめについての相談件数 55 件 (内 ネット目安箱 52 回) 体罰が疑われる事案の相談件数 9 件 (内 ネット目安箱 4 回) いじめ解消サポーター派遣回数 52 回	2,206 千円 (国補)

		(内訳：小 50 回、中 2 回) R5：いじめについての相談件数 51 件 (内 ネット目安箱 24 回) 体罰が疑われる事案の相談件数 8 件 (内 ネット目安箱 3 回) いじめ解消サポーター派遣回数 83 回 (内訳：小 24 回、中 59 回) R4：いじめについての相談件数 52 件 (内 ネット目安箱 39 回) 体罰が疑われる事案の相談件数 12 件 (内 ネット目安箱 11 回) いじめ解消サポーター派遣回数 62 回 (内訳：小 17 回、中 45 回) 〈成果〉 県内の小中高生および保護者等からの相談や情報提供等に対応し、早期発見・解消に向け支援することができた。また、いじめ解消サポーターを活用した学校からは、落ち着いた雰囲気になってきた、先生と子どもとの関係が再構築され、問題行動が減少したなどの報告があった。 (義務教育課)	
【今後の取組】 いじめ・体罰解消サポートセンター	県	今後も県内の小中高生や保護者等の相談や情報提供等に寄り添う窓口としての役割を果たし、いじめ等の未然防止、早期発見・解消を支援していく。また、学校のみでの対応が困難なケースについては、いじめ解消サポーターを派遣し、児童生徒や保護者、教員等へ支援や助言を行っていく。 (生徒支援・いじめ対策推進室)	2,306 千円 (国補)

(3) いじめに対する措置（第 16 条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 フリースクール連携推進事業	県	<実施状況> 1 フリースクール連携推進事業 (2) 運営費補助 【主な要件】 ・県内に所在すること	14,930 千円 (県単)

		・学校と十分な連携・協力関係を構築していること ・指導要録上出席扱いと認められている通所者がいること ・指導に必要な職員を複数人有していること ・週3日以上及び市町村立学校と同様の時間帯に開設していること 【補助率及び補助限度額】 ・補助率：1／2 ・限度額：1,000 千円（1施設あたり） （3）授業料等補助 【主な要件】 ・県内に居住していること ・経済的な事情のある世帯であること ・要件を満たす県内外のフリースクールに通所していること 【補助率及び補助限度額】 ・補助率：1／2 ・限度額：15 千円（1人1か月あたり） ・対応日 （3）補助実績 R6：運営費補助 13 施設 授業料等補助 21 人 R5：運営費補助 16 施設 授業料等補助 18 人 R4：運営費補助 10 施設 授業料等補助 13 人 <成果> フリースクールやフリースクールに通所する経済的な事情のある世帯への経済的支援を実施することにより、学校外における学習活動等の学びの場の確保と相談等をするための支援措置を講じることができた。 （義務教育課）	
【今後の取組】 フリースクール連携推進事業	県	不登校になっている児童生徒にとって、一人一人の状況に合わせた学びの場となるよう、学校との連携を密に取りながら、適切な対応ができる環境づくりに努めていく必要がある。 （生徒支援・いじめ対策推進室）	16,600 千円 （県単）

【前年度の実施状況及び成果】 校内フリースクール設置促進事業（新規）	国、県	<実施状況> 2 校内フリースクール設置促進事業（新規） （１）設置校 ・希望のあった 10 市村 24 校 （２）補助対象経費（24 校） ・校内フリースクール運営員費及び交通費の 1 / 2 運営費 1 時間 1,600 円 ・交通費 1 日千円上限 （義務教育課）	17,394 千円 （国補）
【今後の取組】 校内フリースクール設置促進事業（新規）	国、県	校内フリースクールを展開する学校で、在り方に基づき、今後は学校訪問をしながら校内フリースクールが適切な運営となるよう支援をしていく。 （生徒支援・いじめ対策推進室）	41,832 千円 （国補）

（４）教職員の資質向上及び人材の確保（第 17 条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 スクールカウンセラー研修	県	<実施状況> （１）日時・場所・参加人数 ・令和 6 年 8 月 8 日（木） ・茨城県三の丸庁舎 3 F ・47 名 （２）対象者 ・S C に準ずる者 14 名 ・令和 6 年度新規採用 S C 15 名 ・令和 5 年度新規採用 S C 18 名 （３）研修内容 茨城県公認心理師協会の寺川 亜弥子氏（スクールカウンセラー専門部会長）を招き、上記対象者に対して、より効果的な勤務の在り方や困難と思われる事例への対応・援助等についての研修を行う。 <成果> スクールカウンセラーに準ずる者及び令和 5 年度・令和 6 年度の新規採用スクールカウンセラー	—

		セラーに対して、カウンセリングアドバイザーによる専門的な研修を行うことにより、スクールカウンセラーとしての資質・能力の向上を図った。 (義務教育課)	
【今後の取組】 スクールカウンセラー研修	県	今後も定期的実施し、スクールカウンセラーの資質向上を図り、学校教育のよりよい環境の整備を進めていく。 (生徒支援・いじめ対策推進室)	—

(5) インターネットを通じて行われるいじめの防止等 (第 18 条関係)

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 児童生徒の通信機器等に関する安全な利用に向けた家庭におけるルールづくり等に関する状況調査	県	<実施状況> (1) 日時 ・令和6年11月 (2) 対象者 全市町村立小学校(4～6年)・中学校(1～3年)・義務教育学校(4～9年)に在籍する児童生徒 (3) 調査内容 ・携帯電話の所持率 ・家庭におけるルールづくりの有無 ・使用状況 ・トラブル <成果> 各研修会や校内研修等において調査結果を活用するなどし、児童生徒の通信機器等に関する安全な利用に向けた家庭におけるルールづくりへの啓発を促した。 (義務教育課)	—
【今後の取組】 児童生徒の通信機器等に関する安全な利用に向けた家庭におけるルールづくり等に関する状況調査	県	調査内容については検討していく必要があるが、児童生徒の携帯電話の所持率の向上に伴い、通信機器等の利用マナーと情報モラルへの理解を深められるよう、ネット安全教室などを活用した取組を促していく。 (生徒支援・いじめ対策推進室)	—

(6) 啓発活動（第 19 条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施 状況及び成果】 さわやかマナー アップ運動	県	<実施状況> (1) 目的 各学校（園）及び地域の幼児・児童・生徒を対象に、学校（園）・家庭・地域社会が連携して、マナーアップに向けた取組を実施し、規範意識の高揚や公共マナーの向上を図る。 (2) 内容 ・年間活動計画の設定と広報 ・「さわやかマナー（アップ）キャンペーン」（幼・小・中・高・特）の実施（11 月） ・通信機器及びインターネット使用における規範意識の高揚や公共マナーの向上のための取組（小・中・高・特） <成果> キャンペーンの実施率は 98%であった。地域とのあいさつ運動の様子を「教育いばらき」で広く周知し、啓発活動を行った。 (義務教育課・高校教育課)	—
【今後の取組】 さわやかマナー アップ運動	県	キャンペーンの 100%実施を目指し、県としても各教育員会への周知、協力をお願いしていく。(生徒支援・いじめ対推進室)	—

(7) 県いじめ問題対策連絡協議会（第 20 条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施 状況及び成果】 茨城県いじめ問題 対策連絡協議会	県	<実施状況> (1) 日時・場所・参加人数 ・令和 6 年 7 月 1 日（月） ・茨城県教育研修センター ・32 名 (2) 対象者	—

		・ 県教育庁職員 ・ 郡市教育長協議会 ・ 町村教育長会 ・ 茨城県学校長会 ・ 茨城県PTA連合会 ・ 私立中学高校校保護者会 ・ 水戸法務局 ・ 茨城県警 ・ 茨城県弁護士会 ・ 茨城県医師会 ・ 茨城県公認心理士協会 など (3) 研修内容 ・ 取組発表 講師：義務教育課 指導主事 ： 茨城県弁護士会 ・ 全体協議 取組に対する質疑応答 <成果> いじめの撲滅に向け、様々な団体からの意見や提案等を出し合いながら、子どもたちを守るための活発な協議が行われた。特に、弁護士からのいじめ問題に対する取組発表は、分かりやすく人権感覚醸成教育の必要性について理解を深めることができた。 (高校教育課)	
【今後の取組】 茨城県いじめ問題対策連絡協議会	県	協議会の内容について検討していく必要がある。参加者からは、各団体の取組について、共有できるようなグループ協議を位置づけ、よりよい研修会の構築に尽力していく必要がある。 (生徒支援・いじめ対策推進室)	—

4 その他

1 条例に関連する法令等の制定・改廃の動向 なし 2 国・県における施策の見直し等の動向 なし 3 条例の運用上の課題 なし 4 条例の改廃の必要性の有無 なし 5 その他 なし
